**青少年課**

**事務事業執行概要**

**健全育成グループ**

**１　大阪府青少年健全育成条例の運用**

青少年がいわゆる「ＪＫビジネス」を介して性被害に遭う事案が発生していることから、大阪府青少年健全育成審議会において、いわゆる「ＪＫビジネス」への対応策について集中的に審議していただき、その答申を踏まえ、ＪＫビジネス営業者等への規制を盛り込んだ青少年健全育成条例の一部改正を行った。

また、スマートフォン等のインターネット利用により、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事例が後を絶たないことに対応するため、フィルタリングの更なる普及啓発及び青少年のネット・リテラシー向上を図るため、文部科学省の委託事業を活用し、「大阪の子どもを守るネット対策事業」を実施した。

具体的には、教育委員会や警察、事業者等の関係機関による実行委員会を設置し、「OSAKAスマホサミット」や「ネットトラブルから子どもを守る指導者研修」、「スマホに潜む危険を考えるシンポジウム」、「小学生のためのネット・ＳＮＳ安全教室」を開催した。

（参考：条例改正の経過）

昭和59年12月　　大阪府青少年健全育成条例の制定

　平成 ３年12月　　条例改正　・有害図書類指定制度の導入

　平成15年 ３月　　条例改正　・インターネット上の有害情報への対応

・有害図書類指定制度の強化（包括指定の

導入）

　平成17年10月　　条例改正　・夜間営業を行う施設への立入制限

　　　　　　　　　　　　　　 ・夜間に外出させない保護者の努力義務

　　　　　　　　　　　　　　　・夜間連れ出し等の禁止

　　　　　　　　　　　　　　　・有害図書類指定制度の強化

（団体指定の導入）　等

　平成20年12月　　条例改正　・出会い喫茶等営業の規制

　　　　　　　　　　　　　　　・包括指定基準の見直し

　　　　　　　　　　　　　　　・有害がん具刃物類の規制の見直し　等

　平成22年11月　　条例改正　・出会い喫茶等営業の規制の削除

平成23年 ３月　　条例改正　・有害図書類指定基準の条例化

・有害図書類区分陳列違反に対する勧告制

度の見直し

・インターネット上の有害情報への対策強化

・出会い系サイト等の広告規制

　　　　　　　　　　　　　・子どもの性的虐待の記録の製造・販売・

所持しない努力義務

　平成26年10月　　条例改正　・児童ポルノ法名称変更に伴う引用箇所についての改定

平成28年 ６月　　条例改正　・風適法改正に伴う条項ずれの規定の整備等

平成29年11月　　条例改正　・刑法改正に伴う条項ずれの規定の整備等

平成30年 ３月　　条例改正　・有害役務営業（いわゆる「ＪＫビジネス」）

の規制

　　　　　　　　　　　　　　・青少年インターネット環境整備法改正に伴

う規定の整備等

（１）大阪府青少年健全育成審議会の運営

　　○ 総会

　　　開催回数　　２回

内　　容

　＜第１回目（４月）＞

・ 青少年を取り巻く有害環境の現状（いわゆる「ＪＫビジネス」）への

対応策について

* いわゆる「ＪＫビジネス」への対応策について審議する特別部会の設置について　等

＜第２回目（11月）＞

* 青少年を取り巻く有害環境への対応（いわゆる「ＪＫビジネス」への

対応策）について　特別部会報告書

* 青少年インターネット環境整備法改正に伴う大阪府青少年健全育成条例の一部改正について　等

○ 特別部会

開催回数：　５回

内　　容：　いわゆる「ＪＫビジネス」への対応策について、４月から

11月までに５回にわたり審議し、報告書を取りまとめてい

ただいた。

（２）立入調査の実施（第４５条）

○ 夜間立入制限施設に対する合同立入調査・補導活動を実施

　　　・平成29年８月　枚方市域において実施

・実施体制 ：青少年課、府警本部、府教委の総勢１０名で実施

・調査店舗数：２１店舗

＜指導状況＞

図書類区分陳列違反　１件

　　 ○ 有害図書類の区分陳列等条例遵守状況調査

　　　・青少年健全育成推進員による実地調査（平成29年度）

・調査件数：６５４件（書店　１１２件、コンビニ　５４２件）

＜指導状況＞

掲示義務違反　　　　　　 ６９件

　　　　　　　　　　　区分陳列・包装違反　　　　１６件

○携帯電話販売店舗に対する立入調査

・平成29年11月　府職員、府青少年健全育成推進員による実地調査

・調査店舗数：１００店舗

＜指導状況＞

　　　　　違反店舗なし

（３）フィルタリング啓発リーフレットの配布

　　○保護者説明用として、フィルタリング啓発リーフレットを約１４万部

配布

（４）大阪府青少年健全育成優良店表彰制度

　　　　 青少年にとって良好な社会環境づくりを進めるため、他の模範となる優れた活動を行っている営業所を表彰した。（表彰店舗数：４店舗）

（５）自動販売機による図書類販売等の届出（第19条第１項）

ア　届出に基づく設置台数　４３０台（６０業者）

平成30年３月31日現在

　　　 イ　届出書受付状況（平成29年度）

　　　　 ・販売届出　　　　　２件

　（６）大阪の子どもを守るネット対策事業（文科省委託事業）の実施

　　　 青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及啓発に努めるとともに、青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組を実施した。

　　　 文部科学省委託事業：委託料1,899,818円

　　　　 ・ＯＳＡＫＡスマホサミットの開催

　　　 平成29年12月10日（日）、大阪市立こども文化センター、

参加者約２７０人

　　　 青少年の利用実態を把握するスマホアンケートも併せて実施

約７５，０００人

　　　 ・スマホ・ＳＮＳのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施

　　　　　 平成29年７月～12月の間で計２０回、約２，８００人受講

　　　 ・事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集の作成・配付

　　　　　 本事業の報告を兼ねた事例・教材集を３，０００部作成し、府内小中高校等に配付

**２　こども会の育成**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 予算額 | 226千円 | 214千円 | 214千円 |
| 決算額 | 115千円 | 121千円 | 109千円 |

府内こども会活動の一層の振興を図るため、日ごろから積極的な活動を続けているこども会を表彰する「大阪府優良こども会表彰」を、（一財）大阪府こども会育成連合会が実施する表彰式と合同で開催した。

　・と　き　　平成30年１月21日（日）

　　　・ところ　　ホテルプリムローズ大阪

（大阪市中央区大手前３丁目１－４３）

　　　・内　容　【大阪府実施分】

1. 大阪府知事表彰（大阪府優良こども会表彰）

１７団体

【（一財）大阪府こども会育成連合会実施分】

1. （一財）大阪府こども会育成連合会表彰

１３団体　個人１６人

1. （公社）全国子ども会連合会表彰伝達

４団体

**３　青年海外派遣の実施**

内閣府が実施する海外派遣事業について、府内応募者に対する選考及び内閣府への推薦を行った。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 派　遣　先 | 応募者数 | 推薦者数 | 派遣者数 |
| 国際青年育成交流 | ドミニカエストニアミャンマー | 人５ | 人４ | 人２ |
| 日韓青年親善交流 | 韓国 | ２ | ２ | ２ |
| 東南アジア青年の船 | 参加各国の陸上、船上、寄港地 | ８ | ５ | ２ |
| 次世代グローバルリーダー育成シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ | インドスリランカ | ７ | ４ | ４ |
| 地域コアリーダー育成プログラム | ドイツニュージーランドオーストリア | １ | ０ | ０ |

**４　青少年育成大阪府民会議の運営**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 予算額 | 897千円 | 938千円 | 1,006千円 |
| 決算額 | 861千円 | 646千円 | 904千円 |

「大人が変われば、子どもも変わる。」運動、「ユースくんＯＳＡＫＡ２０１７」の開催、「こども１１０番」運動、「中学生の主張」大阪大会など、積極的に青少年の育成運動を促進している青少年育成大阪府民会議（会長：大阪府知事）の事務局としてその運営・支援を行った。

（実施事業）

〔「大人が変われば、子どもも変わる。」運動の推進〕

青少年による凶悪事件の発生やいじめ・不登校の増加などの、青少年問題の背景の一つといわれる規範意識に欠ける大人社会の風潮を見直し、大人自身の姿勢や大人社会のあり方を省みるきっかけとなるよう「大人が変われば、子どもも変わる。」運動を推進するため、市町村、青少年育成大阪府民会議参加団体のイベントにて啓発用のぼりの掲出を行うとともに、同会議参加団体の機関誌にロゴマークなどを掲載するなど、同運動の普及・啓発を行った。

〔ユースくんＯＳＡＫＡ２０１７の開催〕

府民に対して、子どもたちの健全育成のために様々な分野において活動している青少年指導者及び青少年団体等への理解と認識を深め、青少年活動のより一層の推進を図ることを目的として、「ユースくんＯＳＡＫＡ２０１７」を開催した。

　　　・と　き　　平成29年11月8日（水）

　　　・ところ　　プリムローズ大阪　鳳凰（東）

　　　・内　容　　表彰式　　　青少年賞・青少年育成功労者等表彰

　〔「中学生の主張」大阪大会の開催〕

次代を担う青少年が日常生活の中で考えていることを発表することにより、社会の一員としての自覚と行動を促す契機とし、併せて青少年の健全育成に対する府民の理解を深めることを目的として「中学生の主張」大阪大会を実施した。

　　　・と　き　　平成29年９月２日（土）

　　　・ところ　　クレオ大阪南（大阪市立男女共同参画センター）

　　　・応募数　　１，５６７編

〔青少年リーダー養成講座の開催〕

　　 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、世界的

視野で考え、行動できる人材を継続的・計画的に育成するため、「青少年リ

ーダー養成講座（全２回）」を実施した。

**５　青少年海洋センターの運営**

豊かな緑と美しい海など自然とふれあい、規律あるグループ活動、健康で文化的なレクリエーション活動等を通して、青少年の健全な育成を図る目的で設置した大阪府立青少年海洋センターの管理、運営を行った。

　　《施設概要》

○所在地　　　　　泉南郡岬町淡輪６１９０

○開　設　　　　　昭和50年７月20日

○主な施設機能　　本館（宿泊棟、研修棟、体育館等）／ヨットハウス（会議室、展示室等）／ファミリー棟（宿泊室、会議室、テニスコート等）／グラウンド／キャンプファイヤー場／野外炊さん場　等

根拠法令等　大阪府立青少年海洋センター条例

○管理運営（本館・ヨットハウス・ファミリー棟）

指定管理者　ＮＰＯ法人ＮＡＣ、ナンブフードサービス㈱、

㈱ＢＳＣ・インターナショナル

指定期間　平成28年４月１日～平成33年３月31日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 利用状況（本館・ヨットハウス） | ６７,５９４人 | ６６,９１６人 | ６８，３３８人 |
| 利用状況（ファミリー棟宿泊） | ８,６５３人 | ６,２２９人 | ７，０７４人 |
| 委託料・指定管理者 | 96,476千円 | 103,877千円 | 96,236千円 |
| ＥＳＣＯサービス料（歳入） | 1,848千円 | 1,848千円 | 1,848千円 |

**６　青少年海洋センターＥＳＣＯ事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 予算額 | 3,094千円 | 3,094千円 | 3,094千円 |
| 決算額 | 3,094千円 | 3,094千円 | 3,094千円 |

「大阪府ＥＳＣＯアクションプラン」におけるＥＳＣＯ事業対象施設として、民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修を行い、省エネルギー化によって削減された光熱水費の一部からＥＳＣＯサービス料を支出した。

○契約期間　　　　平成18年12月25日～平成34年3月31日

○契約総金額　　　45,800千円

○年度別契約金額 　3,094千円

**７　ひきこもり等困難を抱える青少年に対する支援**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 予算額 | 113,436千円 | 15,632千円 | 5,947千円 |
| 決算額 | 103,168千円 | 13,132千円 | 5,529千円 |

ひきこもりやニート等の子ども・若者並びにひきこもり等の状態になるおそれのある子ども・若者を支援するため、市町村や民間団体、地域等と連携してセーフティネットの構築を推進した。

（１）ひきこもりサポーター養成研修事業の実施

　 ひきこもり等子ども・若者の支援に携わる者の資質向上のため、ＮＰＯ法人に委託し、支援者やボランティアを対象とした研修を実施した。

　 委託先　 特定非営利活動法人　クラウドナイン

委託料　 475千円

（２）若年層自殺対策連携体制構築事業

若年層自殺者に係るデータ分析や関係機関・学識経験者で構成する検討会の開催を通じて、若年層の自殺に係る実態を把握するとともに、適切な初期対応並びに関係機関相互の情報共有のあり方を検討し、これらの検討結果を踏まえて、研修プログラム（指導救命士用自損事案対応マニュアル）を作成した。

委託先　　国立大学法人大阪大学医学部附属病院

委託料　　3,656千円

（３）困難を有する子ども・若者に関するアンケート調査

府内の民生委員・児童委員に対して、ひきこもりの子ども・若者等についての状況や必要な支援策についてアンケート調査を実施し、今後の施策展開の基礎資料とした。

委託先　　特定非営利活動法人　Re-Live

委託料　　982千円

（４）「大阪府子ども・若者支援地域協議会」の運営

　 教育、福祉、保健医療、就労等関係部局で構成する「大阪府子ども・若者支援地域協議会」を設置・運営し、情報交換、意見交換を通じて、子ども・若者の支援に係る施策の効果的かつ円滑な実施を推進した。

また、大阪府の関係各課と民間支援団体で構成する「大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会」を設置・運営し、子ども・若者の支援方法の検討や構成機関における取組を情報共有することで、子ども・若者の社会的・職業的自立支援を推進した。

**非行防止対策グループ**

**１　少年サポートセンターの運営**

大阪府、大阪府教育庁、大阪府警察本部の三者で共同運営している府内10か所の少年サポートセンターに「育成支援室」を設置して、専門職員（ケースワーカー）を配置し、警察・子ども家庭センター・学校等と連携し、様々な体験活動を通じて、小・中学生の非行少年の立直りを支援した。平成２９年度の立直り支援活動は、次のとおりである。

　　　・延べ少年数　　２，２８６人

　　　・事業実施回数　２，１１６回

**２　非行防止・犯罪被害防止教室の実施**

非行の中心である中学生になる前段階の小学校５年生を対象に、非行の重大さに対する理解や犯罪に巻き込まれないための行動を啓発するため、大阪府教育庁、大阪府警察本部と連携し、非行防止・犯罪被害防止教室を実施した。

　　　・実施校数　　９９９校（実施率：９９．２％）

平成30年３月31日現在

**３　少年非行・被害防止、暴走族追放対策事業**

（１）暴走族問題大阪府民会議の運営支援

青少年の非行防止と暴走族の追放について、広く府民の理解と協力を得るため、昭和５５年に青少年育成大阪府民会議の専門会議として設立された暴走族問題大阪府民会議の運営支援を行った。

（２）少年非行・被害防止、暴走族追放対策の推進

暴走族問題大阪府民会議が行う事業と連携し、次の事業を行った。

○少年非行・被害防止強調月間、暴走族追放強調月間

　・期　間　平成29年７月１日（土）から７月31日（月）まで

　　　　・内　容　月間スローガンを「出来心　心のブレーキ　しっかりと」と定め、府民の少年非行・被害防止、暴走族追放気運の高揚や、青少年に対する指導・補導の充実・強化などを重点に、関係機関等と連携して府民運動を推進した。

○少年非行・被害防止、暴走族追放セレモニー・街頭啓発キャンペーン

　　　　・と　き　　平成29年７月１日（土）

・ところ　　イオンモール堺鉄砲町

　　　　・内　容　　スローガン等を記載した啓発物品を配布した。

**４　少年非行集団等の補導**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 予算額 | 2,885千円 | 2,753千円 | 2,898千円 |
| 決算額 | 2,740千円 | 2,597千円 | 2,758千円 |

中学生を中心とする非行少年・グループを早期に補導し、その健全な育成を図るため、府警本部と共同で昭和38年12月から民間有志適格者を少年補導協助員として委嘱し、対象の少年・グループに対する個別・集団指導を実施した。平成29年度は、５８地区２０５人の協助員が、少年の指導を行った。

**５　少年非行防止活動ネットワークの構築促進**

大阪府の総合治安対策の一環として、地域に根ざした少年非行防止対策を進めるため、市町村における少年非行防止活動ネットワークの構築を促進している。

また、警察本部等の関係機関と連携のうえ、地域で行われる巡回街頭指導等への同行支援や助言、研修会への講師派遣などの活動支援を行うとともに、未構築市町村への働きかけを実施した。

（設置市区町）平成30年３月31日現在　大阪市西成区を除く６５市区町村

※平成21年以前から少年補導センターを設置している豊中市、箕面市、東大阪市を含む。

（設置促進事業）

* ボランティア等に対する研修　　　４７回
* 巡回街頭指導への同行　　　　　　１９回